

『いまからスタート マイナンバー制度がだれでもわかる Q&A・チェックリスト』

○「番号法」最新法令改正情報のお知らせ

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われました。

本商品完成後の法令改正のため、本商品においては反映されておりませんので、ご留意願います。

〔改正の概要〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

〔ご参考〕

◆国税庁の案内ページ

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載が不要になりました。

(PDF/212KB) (平成 27 年 10 月 2 日)

https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_gensen.pdf

以上
第一法規株式会社